

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	生物多様性 JAPAN		
代表者	岩槻 邦男	担当者	音谷 紗絵
所在地	〒112 - 8551 東京都文京区春日 1-13-27 中央大学 理工学部 生物学教室内 TEL: 03 - 3817 - 1886 FAX: 03 - 3817 - 1880 E-mail: otodani@bdnj.org		
設立の経緯 ／沿革	平成 3 年、生物多様性の概念の普及を目的とする任意団体として設立。年 4 回程度の勉強会を継続。 平成 8 年、生物多様性のシンポジウム、勉強会、円卓会議開催。 平成 9 - 11 年 気候変動に関する連続シンポジウム開催。 平成 12 - 14 年 移入生物種に関するイベント開催と海外の事例調査。サミットに代表派遣。 平成 15 年 IUCN の「Business & Biodiversity Handbook」の翻訳、出版。 平成 16 - 18 年 外来種問題に取り組む。リスク国際会議開催。世界自然保護会議（タイ）、ニュージーランドに会員を派遣。外来種データベース（GISD）日本語版構築。現地でのセミナー開催		
団体の目的 ／事業概要	生物多様性保全のために地球上の人類が目指すべき目標を探究し、生態系を損なうことなく次世代に受け渡すための具体的な戦略を立案し、戦略の実現へむけて具体的な活動を行う。目的を実現するために各国、我が国の NGO、研究者、企業、地方自治体、政府機関とも連帯をはかり基本的な調査、研究、政策提言、専門家の育成、啓発、教育、実践活動をするを目的とする。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	近年の活動 平成 17 年度 外来種問題啓蒙のためのデータベース構築（国際的データベース・GISD の日本語版）。外来種写真自由使用のフリーフォトライブラリーをホームページに開設。外来種問題の解決の具体例調査に海外に 3 名派遣。地域住民から外来種意識の聞き取り調査。 平成 18 年度 各地で外来生物に関する環境教育のためのシンポジウム、セミナーを開催した。侵略的外来種に関する日本語データベースを作製。外来生物の資料パンフレット作製。 外来生物対策シンポジウムの企画協力（地球環境基金主催） シンポジウム：ビジネスと生物多様性開催（日本経団連自然保護基金助成事業） 平成 19 年度 地球温暖化と生物多様性についての普及活動のためシンポジウムを 2 回開催（地球環境基金助成事業）。冊子：ビジネスと生物多様性を増刷		
ホームページ	www.bdnj.org		
設立年月	平成 3 年 月	* 認証年月日（法人団体のみ） 年 月 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高 (H17)	9, 418, 390 円
組 織	スタッフ/職員数 8 名 (内 専従 0 名) 個人会員 62 名 ; 法人会員 0 名 ; その他会員 (賛助会員等) 0 名		

政策のテーマ

企業による寄附型環境教育の全国の小中学校への導入

■政策の分野

- ・地球環境問題への対応
- ・自然環境の保全

■政策の手段

- ・環境教育・学習の推進
- ・制度整備及び改正

団体名：生物多様性 J A P A N

担当者名：音谷紗絵

■キーワード	教育	生物多様性	企業寄附型		
--------	----	-------	-------	--	--

① 政策の目的

わが国において、環境問題への無関心層を無くし、環境意識を向上させるための教育体制を構築する。これにより、全ての国民が環境への配慮を前提として考え、行動できる社会を形成する。そのために、心身の発達途上で好奇心の旺盛な子供に対して環境教育を行う全国規模のシステムを構築する。また、必要な予算に対しては特に民間企業にも貢献を求める

② 背景および現状の問題点

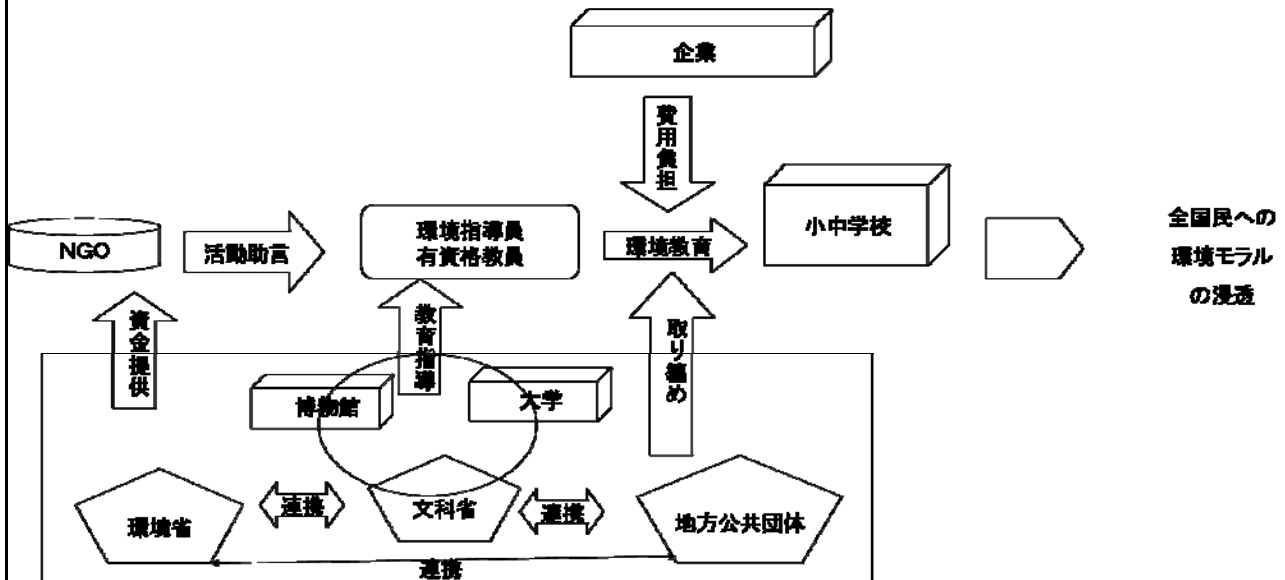
地球環境と人類との調和的発展に不可欠な生物多様性の概念や重要性の理解には、自然への感性を含めた人間的な成長と併せて適切な知識が吸収されていることが必要である。そのため、成長期に、いかにそのような感性と知識と体験を積み重ねられているかが、効果的な環境教育を達成する鍵となる。しかしながら現在は都市化が進み、自然に触れ合う機会が減り、自然の大切さを認識することに繋がる経験や教育的機会も減少している。一方、近年、企業や国、地方自治体は、独自に環境教育への貢献を始めている。しかし、その多くは小規模かつ期間的なイベントタイプの企画である。地球環境問題解決には、すべての地域と個人の参加が必要であり、このことを保障する全国民教育体制の早急な整備が不可欠である。

③ 政策の概要

全国すべての小中学校で環境指導員あるいは有資格教員による担当教育あるいは専門指導員による環境授業を一定時間数行うことを義務付ける。授業内容は環境対策を行う上での重要な考え方であるシンクグローバリー・アクトローカリーに基づき、地球規模での環境問題を理解する取得させるとともに、地元の自然について実体験を踏まえて学び、人間を含め生物は共生して生きていること、地元の自然は地元には存在しない貴重な存在であることに体験を通じて理解させ、それらの体験や知識に基づいて環境モラルを確立させる。そのような教育ができる教員または環境指導員は、文科省あるいは各地方公共団体の教育委員会が全国統一基準に基づき必要な教育体制を整備し、その教育課程には必要に応じて環境 N G O が講座等を開講して協力する。環境指導員には退職した理科の教員などを中心に、それらの分野の知識があるだけでなく、小中学生への教育ができる人材を採用する。必要予算は公共団体の負担軽減のため地域の企業に寄附型授業として負担してもらう。具体的には、環境指導員の人件費・派遣のための事務費・授業のための教材等を企業が賄うことにより、企業提供による小中学での授業を提供する。企業が次世代を担う子供の教育や環境活動に貢献することは有効な C S R である。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

環境指導員または有資格教員による授業を企業が提供して小中学校で開講する。環境指導員または教員は文科省の定める基準に従った教育を提供できる大学や博物館等の専門家から必要な教育指導を受ける。その教育課程には、地域の環境NGOも協力する。指導員を育成できるような体制は環境省の資金提供等の助成を受けて整える。小中学校の運営主体である地方公共団体が、企業による寄附型授業を開催できるように対応を行う。



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

提言段階であるので具体的には特に無いが、主体・協力主体等になるべき機関・組織等としては以下のように考えられる。

- ・ 環境省
- ・ 文部科学省
- ・ 地方公共団体
- ・ 企業（地域の企業が望ましい）
- ・ NGO（生物多様性JAPAN等）
- ・ 大学、（地域の）博物館、自然系研究所等

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・ 一定の質を保証された環境教育が全国民に行き渡り、無関心層が減り、国民の環境意識が高まる
- ・ シンクグローバリー・アクトローカリーの原則に基づく環境モラルが国民に定着するだけでなく生命の尊厳など、より広範なモラル形成と好ましい人格形成が期待できる
- ・ 教育を受けた世代が社会の担い手になったとき、環境保全と生物多様性保全を重視する自然共生社会へと変化してゆく
- ・ 生物多様性を学ぶことにより、自然とその仕組みに興味を持ち、それと通じて現在問題になっている理科離れに歯止めがかかる。
- ・ 企業による環境問題への貢献として、散発的でない実効性の高いものとなるだけでなく、企業の環境問題への意識が高まる
- ・ 企業イメージが高まり、一定の経済効果も期待できる
- ・ 環境問題への関心が高まり、消費者がより環境負荷が少ないエコ商品を選択し、環境産業が活発になる

⑦ その他・特記事項